

4 月臨時会で可決された議案

(条例の制定)

議案第24号 工事請負契約の締結について

4 月臨時会で報告された事項

(専決承認)

承認第 2 号 平成21年度小矢部市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認について
承認第 3 号 小矢部市税条例の一部改正の専決処分の承認について

6 月定例会で可決された議案

(補正予算)

議案第25号 平成22年度小矢部市一般会計補正予算(第1号)

(条例の一部改正)

議案第26号 小矢部市職員の育児休業等に関する条例及び小矢部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第27号 小矢部市手数料条例の一部改正について

議案第28号 小矢部市国民健康保険条例の一部改正について

議案第29号 小矢部市国民健康保険税条例の一部改正について

(追加議案・その他)

議案第30号 財産の取得について

(追加議案・議員提出)

議員提出議案第10号 小矢部市議会基本条例の制定について

議員提出議案第11号 小矢部市議会会議規則の一部改正について

議員提出議案第12号 保育制度に関する意見書について

議員提出議案第13号 中期的な経済・財政運営の方針の策定により財源確保の道筋を示し財政の健全化を求める意見書について

(追加議案・人事案件)

同意第 1 号 小矢部市公平委員会委員の選任同意について

6 月定例会で報告された事項

(経営状況等報告)

報告第 1 号 平成21年度小矢部市繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2 号 平成21年度小矢部市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 3 号 小矢部市土地開発公社の経営状況報告について

報告第 4 号 財団法人小矢部市体育協会の経営状況報告について

報告第 5 号 財団法人クロスランドおやべの経営状況報告について

意見書(議員提出)

◎保育制度に関する意見書

国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定に基づき、平成22年6月23日に意見書を提出しました。

◎中期的な経済・財政運営の方針の策定により財源確保の道筋を示し財政の健全化を求める意見書

国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定に基づき、平成22年6月23日に意見書を提出しました。

人事案件

◎小矢部市公平委員会委員の選任同意

蟹谷 壽生 氏

(下後叡)

請願の処理状況

次のとおり、請願の処理を行いました。

受理番号	件 名 (請 願 者)	審査結果
請願第2号	地元中小業者と雇用者の生活を安定させるため、より良い『中小企業憲章』を求める請願 (富山県労働組合総連合議長 増川利博)	不採択
請願第3号	転職・再就職の準備に必要な地域職業訓練センターの存続を求める請願 (富山県労働組合総連合議長 増川利博)	不採択
請願第4号	富山県の最低賃金を、安心してらせる水準に引上げるための意見書 (富山県労働組合総連合議長 増川利博)	不採択

代 表 質 問

政友会 中西 正史 議員

◎川口問題について

【問】高岡広域圏での環境センターの対応はどうか。また、バイオマスタウン構想の考えと今後の取り組みについて伺う。

【答】ゴミ焼却施設は、平成23年度の稼働を目指していたが、地元との協議や施設規模等の検討に時間を要し、稼働年度を平成24年度末としている。また、バイオマスタウン構想計画の策定に向け、市いなば農協及び富山県西部森林組合によるワーキンググループを4月に設置し、現状の把握と調査研究等を行う。

◎障害者・高齢者福祉について

【問】障害者に対する福祉行政について、今後の取り組みを伺う。また、高齢者の施設入所待機者に対応するため、施設の建設等今後の対策はどうか。

【答】地域生活支援として、個々の障害に応じた相談支援事業や、移動が困難な方に対する移動支援事業、日常生活用具給付等の充実に ついて、市長会等を通じ、国・県に働きかけたい。また、施設建設は、国の基準を超えていることから、建設は困難である。

◎消防広域化について

【問】市民サービスの低下にならない人員配置となるのか。また、現有資産及び自治消防隊、私設消防隊の対応はどうか。

【答】消防署・出張所の適正な人員配置について業務委託により調査しており、その結果を踏まえ、住民サービスの低下とならないよう砺波地域広域消防運営協議会へ要請していきたい。また、庁舎用地は無償貸与、庁舎・車両等は無償譲渡、水利施設は従来どおり本市の財産となる。私設自衛消防隊、消防団の活動体制については、本市と消防署が一体となり、地区防災組織の強化に努める。

◎口蹄疫の対応等について

【問】本市は稲葉山牧場を運営しているが、口蹄疫の現状はどうか。また、今後の感染予防対策はどうか。

【答】4月現在口蹄疫は発生していない。県関係機関、いなば農協、高岡地域農業共済組合、市畜産協議会及び獣医師により「小矢部市口蹄疫に関する連絡会」を設置し、発生予防対策と防疫対策の初動体制等を確認している。今後、関係機関と連絡を密にし、適切かつ迅速に対応したい。

◎通学路及び歩道の安全確保について

【問】通学路の安全確保のため、危険箇所の点検及び安全対策について伺う。

【答】小学校では毎年4月、児童の下校時に教職員が同行し、通学路の危険箇所を把握するとともに、児童にその危険性を伝え、用水付近では遊ばないように指導している。また、PTA活動でも危険箇所の点検を実施し、学校を通じ児童へ注意喚起を行っている。

◎定住化促進について

【問】本市の大きなテーマである、定住化促進対策の反応なり手応えはどうか伺う。

【答】市内外及び県外に向けた小矢部市への定住促進策や子育て支援施策、通勤環境の優位性を訴えるCMの放送及び市の施策を盛り込んだ絵本を配布した結果、1日10数件の問い合わせがある。新助成制度により、土地又は建物の取得7件、アパート入居5件となっている。

◎企業誘致の現状について

【問】非常に厳しい社会情勢、経済情勢の中での、本市の企業誘致の現状はどうか。また、新しい取り組みがあるか伺う。

【答】地道な誘致活動により、3社の企業が進出され、小矢部フロンティアパークの分譲率は概ね7割に達した。今後も企業誘致に加え、既存企業の新たな設備投資等の支援充実にも努め、雇用機会の拡大を図る。

◎行政と経済界との意見交換について

【問】行政と経済界の一体感の醸成のため、定期的に意見交換する場を設置してはどうか伺う。

【答】市勢の発展には市内商工業振興の発展が必要不可欠であり、新たに発足した商工会と打合せを行い、8月を皮切りに定期的な意見交換会を始めたい。

◎次期市長選への所信について

【問】本年、市長選挙が予定されている。桜井市長は、行財政の健全化、元氣おやべの創造に努力されてきたが、出処進退を含め所信を伺う。

【答】一期4年間は、全身全霊をかけて、本市の発展と市民の幸せを第一に頑張ってきた。人口増対策をはじめ、石動小学校の改築や駅南土地区画整理事業の整備など重要課題を実現するために、市民の皆様方のご理解をいただければ、引き続き、市政を担いたい。

一般質問

◎質問者 高橋 佐多史 議員

【問】道の駅だけの利用で素通りの街にならないよう、観光ルートを活用し、道の駅と市街地が一体となるよう対応してはどうか。

【答】市街地の寺院、仏閣や三大祭りなどの観光資源を活用し、市街地への観光客誘致の推進が重要であると考えている。今年度は、前田家ゆかりの本行寺、永伝寺、観音寺、愛宕神社、高德寺跡に解説案内板を設置し、併せて、道の駅に寺院案内パンフレットを配置し、PRしていきたい。

さらに、今年度から道の駅に電動レンタサイクルを10台配置し、市街地観光への利便性の向上を図りたい。

【問】城山公園周辺と今石動城址の連携及び遊歩道等の整備促進を行うとともに、歴史研究事業を企画・実施するなど、県内外の人々が体験する機会を持てるようにしてはどうか。

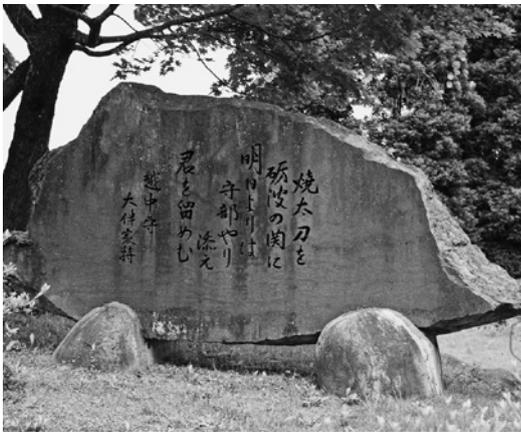
【答】今石動城址の整備は、本年度は林道から本丸までの誘導看板、解説板等の設置をするのととも、登城ルート確定や復元に向けた整備手法の検討を進めたい。

また、紹介テキストの作成や学習講座等の開催を計画している。

道の駅から桜町遺跡を経て今石動城址へとつながる遊歩道の整備については、今後、具体的なルート等について調査検討したい。

【問】本市の万葉歌碑を調査したところ、15の歌碑のほか、それ以外の歌碑もあり、新たな観光ルートを発見した思いをした。市当局の新たな観光の掘り起こしや活用についてはどうか。

【答】万葉をはじめ前田家などの歴史的財産を、市民の皆様がふるさとの歴史と文化を学ぶ機会として生かすとともに、広域的な観点で立ち、県、関係市と連携を深める中で、市内外から人々が訪れる史跡となるよう環境整備を行い、PRに努めたい。



※砺波の関(連沼地内)

◎質問者 砂田 喜昭 議員

【問】2012年の介護保険法改正に向けて、制度の廃止・見直し、介護報酬の引き上げと介護労働者の労働条件の改善、利用料・保険料の負担軽減のため国庫負担の増額を国へ改善要望して欲しい。

【答】平成18年の制度改正において、高齢者を社会全体で支えられるよう、在宅介護サービス事業の整備、予防事業の強化が図られた。介護施設等従業員対策は、平成21年度に約3%の引き上げ等処遇改善が図られている。保険料の負担軽減など、国庫負担の増額については、介護保険組合を通じて要望する。

【問】口蹄疫の防止のため、あらかじめ方策を練っておくことは必要でないか。稲葉山牧場の牛舎や牧場内及び稲葉ふれあい動物広場の対策は万全なのか。

【答】県から畜産農家に消毒液が、いなば農協から消石灰が配布され、畜産農家が散布し、予防対策に努めている。また、「小矢部市口蹄疫に関する連絡会」で初動体制等を確認している。

また、稲葉山牧場及び稲葉ふれあい動物広場も同様の対応を実施している。

【問】本市では給食センター等の調理残を活用して堆肥化の検討が何処まで進んでいるのか。また、家庭の生ごみの堆肥化など、今後どのようにバイオマスタウン構想を具体化するのか。

【答】市及び関係団体で構成するワーキンググループを設置し、全国の先進事例を調査し、地域の関係者、専門家等の意見を聞きながら、本市の実態に即した安定的かつ適正なバイオマス利活用の推進のため、調査研究を進める。その上で、本市の特徴を生かしたバイオマスタウン構想計画の策定につなげたい。

【問】高岡広域圏のごみ焼却施設は、処理ゴミの減量化、分別の徹底により施設規模の縮小と内容の見直しをするよう積極的に働きかけるべきでないか。

【答】高岡・氷見両市に対し、減量化を図るため、「もう一絞り運動」を呼びかけるなど、計画焼却量の削減を図り、経費の軽減に努める。また、事業系のゴミ分別については事業者のご理解いただけるよう働きかけたい。

*その他、次の質問がありました。「公契約条例」について

一般質問

◎質問者 石田 義弘 議員

【問】定住促進助成事業制度の進捗状況及び今後の取り組みについてはどうか。

【答】新定住促進策のPRによって、1日に10数件の問い合わせがある。また、土地及び建物の取得7件、アパート入居が5件と一部の業者から聞き取りをしており、他の業者での契約が他にもあると思う。空き家・空き地情報の提供を宅地建物取引協会と協定を結ぶなど、一層の定住促進に努める。

【問】市有地を緑地公園として整備し、その中に市営墓地を建設してはどうか。

【答】周辺の風景と調和させるような緑地公園的な墓地をつくることは、将来的に定住促進として一案かと思うが、市民ニーズの把握設置場所の問題、財源見込みを検討しなければならぬ。

【問】合宿の誘致は交流人口の増加拡大、地域の競争力の向上や経済効果もあり、前向きに取り組んではどうか。

【答】また、生涯スポーツの推進や健康増進のため、スポーツレクリエーション祭種目のウォーキング大会等を今後も継続してはどうか。【答】野外運動広場の人工芝化な



ど、施設整備の充実を図っており、ハード面での受け入れ態勢は進んでいる。合宿に対する市独自の補助制度の創設は、問題点を検討しながら、宿泊施設関係者と協議を進めたい。また、ウォーキング大会等は、市体育協会と協議したい。

【問】市内の河川、用水にゴミが流れているが、環境破壊や生態系に悪影響を及ぼすことになりかねない。不法投棄について、今後の対策をどのように考えているのか。

【答】地域のボランティア活動等により、河川環境の保全を実施してきたが、今後、市環境保健衛生協議会などと連携し、不法投棄の監視、禁止看板の設置を継続的に実施していく。また、小矢部警察署と連携を図り、不法投棄をさせない環境づくりにも取り組んでいく。

【問】本市の特産物のハトムギ・米粉の作付けをどのように考えているのか。また、特産品商品の新たな開発及び販売経路の開拓に対し、市の今後の対応、指導方針を伺う。

【答】特産化するには、設備投資や販路開拓の問題点もあるが、ハトムギの市内菓子店での利用推進、米粉の商品開発に取り組んでいく。

◎質問者 中田 正樹 議員

【問】スポーツエキスパートの派遣は中学校の部活動からの要望に込んでいるのか。ニーズの把握、人材の発掘、指導者の斡旋等の状況はどうか。

【答】派遣している方は、いずれも競技種目に精通し、適切な指導を行っており、生徒、保護者からも厚い信頼を寄せられている。引き続き、高度な技術と知識、そして情熱のある指導者の発掘に務め、競技力の向上を図っていく。

【問】本市の産業の中で観光関連事業の占める割合はどの程度なのか。交流人口の増加による経済効果はどのくらいか。また、木曾義仲大河ドラマ化による観光客数及び経済効果はどの程度なのか。

【答】観光関連事業は第一次産業から第三次産業まで幅広く関連事業があり、一概にその割合を算出することは困難である。交流人口による経済効果は、県調査から推計すると1年間に20億8千万円、道の駅は今年度1億8千万の売り上げが想定される。大河ドラマ化による効果は、決定した時点で専門家に調査を委託し、精査したい。

観光産業の確立と交流人口の増加、加えて大河ドラマ化の実現により、

高い経済効果が得られることから、今後とも観光振興施策を積極的に推進する。

【問】博物館、歴史館の役割と効率化について伺う。また、縄文遺跡体験施設の整備計画について伺う。

【答】21年7月、博物館施設等整備検討委員会を設置し、施設機能の明確化と充実、点在施設の集約化、効率的な運営などについて協議された意見を参考に、計画的な整備に順次着手する。また、桜町JOMONパークの整備は、当時の生活風景が再現できる環境で、土器の野焼きや野外体験ができるなど、一定の広さが必要であり、計画的に整備する。

【問】定住促進策における課題の一つは医療環境であり、産科医の確保のための活動及び今後の取り組みについてはどうか。

【答】本市では、機会をとらえ、国に対して医師確保の実現に向けて要望するとともに、北陸中央病院の産科・小児科の再開に向けても関係機関に強く要望している。市独自の奨学金制度については、他の制度や他市の状況を調査しながら考えたい。



一 般 質 問

◎質問者 嶋田 幸恵 議員

【問】おやべ型1%まちづくり事業で大変な事故が起きたが、二度と起こらない対策が必要だ。申請内容の確認、安全指導等が大切と思われるが、今後の対応と取り組みはどうか。

【答】事故を受け、事業実施団体を対象とした説明会を開催し、事業実施において更なる安全対策の徹底を要請した。また、事業効果も踏まえ、今年度から設置した「おやべ型協働のまちづくり会議」において総合的に事業の推進について検討を重ねたい。

【問】木曾義仲の大河ドラマ誘致の気運をあげるためにも、市内関係団体との連絡会の設立時期について伺う。

【答】市内の義仲・巴関係団体が連携を深め、お互いに協力して活動することで、よりインパクトのある情報を全国に発信できるものと考えており、6月中に「義仲・巴連絡会」を設置し、団体相互の活動情報や意見交換、共同活動などについて、年三、四回を目的に開催する。

【問】石動駅にエレベータ、昇降機が設置されていないため、観光客から不便だと聞いており、利便性

のある駅にしていたきたい。

【答】石動駅のエレベータ及び昇降機の設置は、乗降客が国基準を満たしていないため、JR西日本の判断となり、設置は難しいと考えているが、観光地の環境整備の観点から、要望・協議を行っていきたい。

【問】本市のシンナー、覚せい剤等の薬物依存症依存者の現状はどうか。また、未然に防ぐ学校教育、家庭教育が大切だと思うが対応はどうか。

【答】県警察本部の資料によると全体の検挙・補導者数は公表されているが、市町村別の人数等は公表しないこととされている。砺波厚生センター小矢部支所及び市担当課では薬物依存の相談はここ数年受けていない。

市内の中学校では、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、講師を招き、年1回開催している。小学校でも、保健体育の授業で指導している。

その他、次の質問がありました。「こども課の設置」、「消防職員の適性配置数と活動」について

◎質問者 須加 清治 議員

【問】北陸新幹線の開業をにらみ、観光名所の掘り起こしや整備、滞在型観光の実現に向けての対応はどうか。今後の施策と併せて伺う。

【答】神社・仏閣による新たな観光資源の掘り起こし、観光案内看板の整備、観光地での電動自転車の整備などを行い、観光地として更なる魅力を向上したい。

滞在型観光は、越中・飛騨観光圏などの広域観光ルートで集客した観光客を呼び込むことが肝要であり、関係団体と研究していく。

【問】国の食品安全委員会が、有機リン系の農薬アセフェートの使用基準を見直したが、家庭菜園でも頻繁に使用されており、取り扱い方法や使用注意などを広く市民に知らせるべきでないか。

【答】夏以降にも使用基準が厳格化されるとの新聞報道があったが、現時点では国・県から見直しに関する情報はない。引き続き情報収集に努め、正確な情報が得られた際には、農協等関係機関と連携しながら、速やかに広報する。

【問】幼・小・中学校では、個性を引き出す教育方針を打ち出すべきでないか。また、郷土愛を慈しみ、育てることを目的として、歴史旧

跡巡りを野外活動に数多く取り入れてはどうか。

【答】生徒の考え方や気づきの課程を大切に、ゆるゆる個に応じた指導を柱としている。また、様々な体験学習を授業に取り入れ、新たな興味を生み出すことで、個性の芽生えにつながる。

歴史財産を実際に訪ね、学ぶ中で、子供の心ふるさと小矢部への郷土愛を育んでいきたいと考えている。

【問】中小企業金融円滑化法や緊急保証制度などの支援制度の活用及び雇用対策、企業誘致などへの取り組みはどうか。また、まちなか活性化策はどうか。

【答】支援制度の活用により、景気回復に向けて企業の安定経営に大きく寄与していると認識している。雇用情勢は依然厳しい状況である。企業誘致は市長をトップに熱意のある誘致活動を展開する。

また、まちなか活性化は、商店街と地域住民の交流促進を図り、賑わいの創出を目指している。

その他、次の質問がありました。「稲葉山牧野の進展」、「農林事業」について



議会基本条例を制定しました。

平成22年6月定例会で、議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築くため、「小矢部市議会議会基本条例」を制定しました。

小矢部市議会基本条例

小矢部市民（以下「市民」という。）から、選挙で選ばれた議員により構成される小矢部市議会（以下「議会」という。）は、同じく市民から、選挙で選ばれた小矢部市長（以下「市長」という。）とともに、小矢部市の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに市民の信託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、小矢部市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が市民の代表機関として、地域における民主主義の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来に向けて、さらに大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにするとともに、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提案を行う責務を有している。自由かつ適度な討議を通して、自治体事務の論点、争点を発見、公開することは討議の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。我々は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、市長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい地方政治の実現を図るために、議会及び議員の活動の活性化と充実に必要な議会運営の基本事項を定めることによって、市政の情報公開と市民参加を基本にした、小矢部市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が、議員、市長、市民の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例を踏まえて別に定める小矢部市議会会議規則（昭和37年小矢部市議会規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、課題別、地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するものとする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。

4 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。

5 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

6 議員は、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

7 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

8 議会報告会の実施要領については、別に定める。

第4章 市長等と議会の関係

（市長等と議会及び議員の関係）

第5条 議会の本会議における議員と市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

（市長による政策等の形成過程の説明）

第6条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯

(3) 総合計画における根拠又は位置付け

(4) 関係する法令、条例等

(5) 財源措置

(6) 将来負担すべき経費

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、当該政策等の立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

（予算及び決算における政策説明）

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

（法第96条第2項の議決事件）

第8条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更等とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。

第5章 自由討議の拡大

（自由討議による合意形成）

第9条 議員は、議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務調査費

（政務調査費の交付、公開及び報告）

第10条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

2 前項に定めるもののほか、政務調査費の交付に関しては、小矢部市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年小矢部市条例第20号）の定めるところによる。

第7章 議会改革の推進

（議会改革）

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むこととする。

（交流及び連携の推進）

第12条 議会は、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

（委員会等の適切な運営）

第13条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

（議会図書室の設置）

第14条 議会は、議会図書室を設置し、その充実に努めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第15条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

（議員研修の充実強化）

第16条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

（議会広報の充実）

第17条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の定数、待遇及び政治倫理

（議員定数）

第18条 議員定数は、別に条例で定める。

（議員報酬）

第19条 議員報酬は、別に条例で定める。

（議員の政治倫理）

第20条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第10章 最高規範性及び見直し手続

（最高規範性）

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関係する条例、規則、告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

（見直し手続）

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会報告

各委員会の審議過程の中で、市当局に対し、次の意見がありました。

総務常任委員会

一点目は、消防の広域化について、最小限の経費で最大限の効果を上げるため、通信設備導入に関しては、長期的統制のある体制づくりを努めること。また、人員配置は、合併後においても小矢部市民の安心安全につながる人員配置が実現すること。

二点目は、当局と議会合同の行政視察を実施した。先進自治体の情報の共有及び違う観点から多くの意見交換ができ、政策を議論する上で新しい方向性を見出すことができ、大変有意義であった。今後とも機会があれば実施されるよう要望する。

産業建設常任委員会

一点目は、口蹄疫の発生は、「稲葉メルヘン牛」が商標登録され、稲葉山牧野を中心とした観光拠点づくりを目指す本市にとって大きな懸念材料である。収束が見えない口蹄疫について、予防対策を更に強化するとともに、万全の感染対策を講じること。

二点目は、市道、用水等の危険箇所についての維持管理を適切に実施し、市民の安心安

全を図ること。また、北陸新幹線の工事が本格化しているなかで、石動・大谷校区内の通学路における児童・生徒の安全確保は、重要な課題であり、施工業者等への安全管理の徹底を図ること。

民生文教常任委員会

一点目は、地球温暖化の防止循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農山漁村の活性化対策等として、バイオマスタウンへの取り組みが全国的に進められている。

本市においても、広く地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムを構築し、「バイオマスタウン構想」の実現に向け、早急に取り組むこと。

二点目は、市民自らが考え、みんなでいっしょに行動する「おやべ型1%まちづくり事業」で、痛ましい事故が発生したことは痛恨の極みであるが、今後は、対象事業の精査及び安全性の確保等、制度設計の見直しを十分検討され、地域の活性化や特色あるまちづくりの推進が一層充実するよう取り組むこと。

三点目は、本市の立位保育所の適正な運営を図るため、保育所の民営化と統廃合について「保育所統廃合・民営化等推進委員会」で審議が進められている。

検討にあたっては、行財政の効率化のみを優先するのではなく、子供にとって最善の方法で、また、地域に密着した保育環境

が整備されるよう、十分に配慮すること。

桜町プロジェクト特別委員会

一点目は、歴史的財産である桜町遺跡について、道の駅とともにJOMONパークの縄文体験学習拠点施設としての機能充実による、複合的なイメージアップを図り、市民の先人たちの貴重な遺産に対する愛着と保存活用に対する意識の更なる醸成が望まれる。

二点目は、道の駅を拠点とした交流、インフォメーション機能の整備が求められる。現在、小矢部市として、木曾義伸・巴御前のNHK大河ドラマ化に向けた取り組みを進めるなか、交流拠点である道の駅「メルヘンおやべ」を活用したPRを積極的に行うことが必要である。特に、利用者の動線にある「展示コーナー」を活用した効果的な宣伝が求められる。

また、道の駅というハード面だけでは、交流人口の増加や市の活性化には、結びつかないと考えられることから、今後、街なかの賑わい創出と観光客の受け入れ態勢整備というソフト面での充実を図る必要がある。

道の駅やJR石動駅等から市民や観光客を街中に誘導するため、策や観光客の利便性の向上と市内観光地への誘導方策について、早急に検討のうえ実施することが必要である。

道の駅が交流の拠点として、リピーターを含めた利用客の増加を図るためには、利用者からの意見に対する早急な対応が必要であり、特に、男子用トイレの増設については、国土交通省との連携を図り、一日も早い整備をする必要がある。また、集客の目玉施設の一つであるドックランについても、利用料金制を含めた運用体制のチェック、改善を諮る必要がある。

新幹線対策・企業立地等特別委員会

一点目は、平成二十六年度の開業予定の北陸新幹線についてであり、交流人口の拡大をはじめ、経済面においても大きな期待が寄せられている。

しかしながら、北陸新幹線開業に伴う並行在来線の経営分離においては、通勤、通学など利用者の利便性と安全性に最大限に配慮した運営が肝要であり、関西・中京方面への特急列車の運行など現行の運行体制が維持されるよう、富山県並行在来線対策協議会をはじめ関係機関へ積極的に働きかけをすること。

また、石動駅周辺整備についても、本市の駅南地区の区画整理事業の総仕上げとして、また、JR石動駅の新たな玄関口として、十四ヘクタールの基盤整備が行われており、駅南北市街地の連携を図る上で重要な役割を担っている。良好な宅地の供給等によって、住みよい魅力ある本市の新たなまちづくりの推進に全力を傾注すること。

二点目は、企業立地についてだが、地域の特性に適合し、地

域に根を下ろした企業の立地を促進するとともに、地元企業と一帯となり地域経済の発展することが求められる。

そのためには、全線開通した東海北陸自動車道等の高速交通網の要衝に位置する立地の優位性や中国やロシアなど環日本海諸国の経済発展による物流の増大等を契機として、企業立地セミナー、ビジネス交流会等の誘致活動を引き続き開催し、活発な企業立地に繋げること。

さらに、誘致企業と既存企業の事業連携を促進するための支援制度の充実や企業立地に関する情報の提供・収集に努めることが重要であり、創業支援を積極的に推進すること。

編集後記

第12期目の市議会議員の任期も、9月1日をもって満了し、うとうとしておりますが、任期中、市民の皆様には格別のご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、6月定例会では議員提出で議会基本条例を可決しました。議会運営の基本原則を明文化したもので、市民にとってより身近な存在で開かれたものとなることを目指して、県内で初めての制定です。

今後とも、市民の皆様からの多くのご意見・ご感想をお待ちしております。

次回の「議会だより」は、平成22年11月の予定です。
(議会だより編集委員一同)